

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策保健所支援チームの派遣について

令和2年7月16日

厚生労働省健康局健康課

1 保健所支援（積極的疫学調査）チームの派遣について

1) スキーム

■厚生労働省は、自治体からの要請に基づき、厚生労働省（又は派遣先自治体）の非常勤職員として、保健所支援（積極的疫学調査）チームを派遣する。

■チームの構成は、リーダー2名と実働要員10～20名程度とする。

■具体的な流れ

①自治体から要請があった場合に備え、リーダー又は実働要員として協力可能な者の登録者名簿(別紙)を、関係学会・団体等から厚生労働省へ提出していただく。

②厚生労働省は、登録者名簿に基づき、厚生労働省の非常勤職員の発令を行う。

③自治体から要請があった場合、厚生労働省は要請内容の詳細(派遣日程、活動場所など)を名簿の登録者の一部(例えば、派遣先自治体の近隣に住所のある者)へメールで周知し、派遣されることが可能か返答をいただく。

④厚生労働省は、メールの返答結果に基づき、チーム編成、派遣調整、派遣中のフォローアップ等を行う。なお、チーム編成に当たっては、関係学会・団体等の所属が異なる者でチームを編成する場合もある。

2) 登録要件

【リーダー】

■感染症業務の知見があり、積極的疫学調査を中心とした業務の指示・監督ができる者

※保健所での勤務経験は問わない。

■関係学会・団体等の会員である医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・看護師等の専門職

【実働要員】

■リーダーの指示・監督の下、積極的疫学調査を中心とした業務が実施できる者

※感染症業務の経験は問わない。

■関係学会・団体等の会員である医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・看護師等

【備考】

■リーダー及び実働要員ともに、自治体職員は登録の対象外となります。

※教育・研究・医療機関の職員は登録していただけます。

3) 活動期間

■基本的には1週間(最短3日)とし、必要に応じて延長する。

4) 活動内容

- リーダー：積極的疫学調査を中心とした業務の指示・監督を行う。
- 実働要員：電話・メール・PC作業による積極的疫学調査を中心とした業務を行う（患者本人・濃厚接触者への電話・メール連絡、HER-SYSの入力）。
※リーダー・実働要員ともに陽性者・濃厚接触者と接触する業務には従事しない。

5) 活動場所

- 基本的には支援を要請した自治体の保健所等で活動する。
※状況に応じて、保健所とは別に設営された場所で活動したり、派遣者の本拠地において遠隔支援を行う可能性あり。

2 登録者名簿について

1) 提出方法

- 原則、各関係学会・団体等が本取組にご協力いただける会員・団体関係者等を取りまとめて登録者名簿（様式1）を作成し、厚生労働省へメールで提出してください。
※登録者名簿の取りまとめ及び作成方法については、各関係学会・団体等の指示に従ってください。
- 提出期限：令和2年7月27日(月)AM10:00 必着
- 提出先：厚生労働省健康局健康課保健指導室 山本(啓)・小松崎宛
メール 3hoken@mhlw.go.jp

2) その他

- 複数の関係学会・団体等に所属している場合は、いずれか一つの関係学会・団体等の登録者名簿に登録してください。なお、本件について厚生労働省が協力を依頼している学会は以下のとおりです。

日本公衆衛生学会	日本疫学会
公衆衛生大学院プログラム校連絡会議	
日本公衆衛生看護学会	日本地域看護学会
聖路加看護学会	全国保健師教育機関協議会
全国訪問看護事業協会	

3 所属長への依頼書について

- 厚生労働省は登録者名簿に基づき、登録者名簿本人の所属長宛ての依頼書を、登録者本人へメールで送付する。

4 厚生労働省の非常勤雇用について

1) 雇用条件

- 謝金：職階に応じて日額 13,700～18,400 円
- 補償：国家公務員の公務災害の対象とする。

2) 必要書類

- 履歴書 ※国籍記載のもの
- 所属長の承諾書（様式2）※名簿登録者本人の署名・押印で可
- 所属先の兼業規定が確認できるもの
- 謝礼等振込先確認書(様式3)
- 個人情報取扱いに関する誓約書（様式4）

※派遣先自治体の非常勤職員として雇用される場合、厚生労働省に提出していただいた必要書類を、派遣先自治体に提供することがあります（その場合、書類提供前に、名簿登録者本人へ確認の連絡をいたします。）。

3) 提出方法

- 必要書類がそろい次第、名簿登録者本人から厚生労働省へ、直接提出してください。
なお、必要書類は取り急ぎPDFでメール送付いただき、追って原本を郵送してください。
- 提出期限：PDFのメール 令和2年7月30日(木)AM10:00 必着
 原本の郵送 令和2年8月3日(月)
- 提出先：以下のとおり。

【PDFの提出先】

メール corona-taisaku@mhlw.go.jp

【原本の郵送先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健所班 保健所支援チーム担当者 宛

【必要書類の提出に関する問合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健所班

電話 03-3595-2305（内線 8082/8083/8076/8077）

【問合せ先】

厚生労働省健康局健康課 保健指導室 山本(啓)、小松崎

電話：03-5253-1111(内線 2392)

メール：3hoken@mhlw.go.jp